
◎開会の宣告

○議長（血脇敏行君） 定刻となりましたので、始めさせていただきます。

本日はお忙しい中、ご苦労さまでございます。平成28年第1回印西地区環境整備事業組合議会臨時会を開会します。

（午後 2時00分）

◎開議の宣告

○議長（血脇敏行君） 本日の会議を開きます。

それでは、議事に入ります。

ただいまの出席議員数は10名です。定足数に達しておりますので、平成28年第1回印西地区環境整備事業組合議会臨時会は成立いたしました。

◎管理者挨拶

○議長（血脇敏行君） 初めに管理者から招集のご挨拶をお願いいたします。

○管理者（板倉正直君） 皆さん、こんにちは。開会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本日は、年度末の大変お忙しい中、平成28年第1回印西地区環境整備事業組合議会臨時会にご出席をいただきましてまことにありがとうございます。

さて、本日ご審議いただきます案件でございますが、上程する案件につきましては、行政不服審査法施行条例の制定について、情報公開条例及び個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について、情報公開・個人情報保護審査会条例の一部を改正する条例の制定について、人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例の制定について、職員の服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。詳細につきましては、後ほどご説明いたしますので、よろしくご審議くださいますようお願いを申し上げます。私からの挨拶とさせていただきます。よろしくをお願いいたします。

○議長（血脇敏行君） ありがとうございます。

◎議事日程の報告

○議長（血脇敏行君） 議事日程を申し上げます。

議事日程については、お手元に配付のとおりでございますので、ご了承願います。

◎会議録書名議員の指名

○議長（血脇敏行君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、議席7番、軍司俊紀議員、議席8番、藤村勉議員を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（血脇敏行君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

本臨時会の会期は本日1日としたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（血脇敏行君） 異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日と決定いたしました。

◎諸般の報告

○議長（血脇敏行君） 日程第3、諸般の報告を行います。

本日管理者から議案の送付があり、これを受理したので報告します。

地方自治法第121条の規定による出席要求に対する出席者については、お手元に配付の写しのとおりです。

次に、監査委員から例月出納検査の結果報告がありました。お手元に印刷物を配付してございますので、ご了承願います。

以上で諸般の報告を終わります。

◎議案第1号

○議長（血脇敏行君） 日程第4、議案第1号 印西地区環境整備事業組合行政不服審査法施行条例の制定についてを議題といたします。

本案について提案理由及び議案内容の説明を求めます。

板倉管理者。

○管理者（板倉正直君） 議案第1号につきまして提案理由を申し上げます。

本案は行政不服審査法の全部が改正され、審理員に提出された書面の写し等の交付に係る手数料並びに管理者の附属機関として設置する機関の組織及び運営に関し、必要な事項については条例で定めることとされたことに伴い、新たに条例を制定するものでございます。

詳細につきましては、事務局長より説明いたしますので、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（血脇敏行君） 杉山事務局長。

○事務局長（杉山甚一君） 議案第1号の内容につきましてご説明申し上げます。議案第1号関係資料をごらんください。

はじめに、1の制定の要旨でございますが、本案は行政不服審査法の全部改正に伴い、審査請求に対する審理・裁決の公正性の向上を図るため、新たに導入される審理員制度及び第三者機関への諮問手続きについて行政不服審査法において条例に委任している審理員に提出された書面の写し等の交付に係る手数料並びに管理者の附属機関として設置する機関の組織及び運営に関し必要な事項を定めるため新たに条例を制定するものでございます。

次に、2の条文の内容でございますが、本条例につきましては、本則が17条、附則が2項により構成されております。

まず、第1条の趣旨でございますが、本条は行政不服審査法において条例に委任している事項を定める条例であることを規定したものでございます。

次に、第2条の定義でございますが、本条は、この条例で用いる用語の定義について規定したものでございます。

次に、第3条の手数料の額でございますが、本条は審査請求人または参加人が審理員または審査庁の審理手続きに係る書面の写し等の交付を請求することができることに伴い、その交付を受ける際の手数料を規定したものでございます。

次に、第4条の手数料の納付でございますが、本条は審査請求人または参加人が納付する審理員または審査庁の審理手続きに係る書面の写し等の交付に係る手数料の納付時期及び納付された当該手数料の還付について規定したものでございます。

次に、第5条の手数料の免除でございますが、本条は経済的困難その他特別な理由があると審理員または審査庁が認める場合の手数料の免除について規定したものでございます。

次に、第6条の送付による交付でございますが、本条は審査請求人または参加人は、手数料のほか送付に要する費用を納付することで書面の写し等を送付による方法によっても交付を受けられることを規定したものでございます。

次に、第7条の提出資料の交付でございますが、本条は審査請求人、参加人または審査庁が印西地区環境整備事業組合行政不服審査会の調査審議に係る提出資料の写し等の交付を求める際の当該交付に係る手数料の額、納付方法及び免除並びに送付による交付について規定したものであり、これらの事項については審理員の審理手続きに係る書面の写し等の交付に関する事項に類似することから、第3条から前条までの規定を準用することを規定したものでございます。

次に、第8条の準用でございますが、本条は個別法において行政不服審査法第38条を準用している場合の手数料の額、納付方法及び手数料の減免については、第3条から第6条までの規定を準用することを規定したものでございます。

次に、第9条の印西地区環境整備事業組合行政不服審査会の設置でございますが、本条は行政不服審査法第81条第1項の規定に基づき、当組合に印西地区環境整備事業組合行政不服審査会を設置することを規定したものでございます。

次に、第10条の組織でございますが、本条は印西地区環境整備事業組合行政不服審査会の委員の人数について規定したものでございます。

次に、第11条の委員でございますが、本条は印西地区環境整備事業組合行政不服審査会の委員の委嘱、任期及び服務について規定をしたものでございます。

次に、第12条の臨時委員でございますが、本条は印西地区環境整備事業組合行政不服審査会に必要なに応じて置くことができる臨時委員の委嘱、服務及び任期について規定したものでございます。

次に、第13条の会長でございますが、本条は会長の設置及び選任方法、その職務等について規定したものでございます。

次に、第14条の会議でございますが、本条は印西地区環境整備事業組合行政不服審査会の招集、定足数及び表決並びに委員の除斥について規定したものでございます。

次に、第15条の調査審議手続の非公開でございますが、本条は印西地区環境整備事業組合行政不服審査会の調査審議の手続は、性質上、個人情報など不開示情報に該当するものを多く含むことが想定されることから、調査審議の手続は非公開とすることを規定したものでございます。

次に、第16条の委任でございますが、本条は条例の施行のために必要な事項について管理者が別に定める規則、その他の規程へ委任することを規定したものでございます。

次に、第17条の罰則でございますが、本条は印西地区環境整備事業組合行政不服審査会の委員及び臨時委員の守秘義務違反に対する罰則を規定したものでございます。

次に、3の附則でございますが、(1)は本条例の施行期日でございますが、平成28年4月1日から施行するものでございます。

次に、(2)の印西地区環境整備事業組合特別職の職員の給料、報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正でございますが、これは印西地区環境整備事業組合行政不服審査会会長、委員及び臨時委員の報酬の額を定めるものでございます。

以上で説明を終わりといたします。よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（血脇敏行君） 提案理由及び議案内容の説明が終わりましたので、質疑に入ります。

質疑はありますか。

永瀬議員。

○3番（永瀬洋子君） 第9条にあります行政不服審査会のことについてお聞きします。この条例は4月1日から施行するということになっておりますが、そういたしますと不服審査会は、これはもう既に人選が終わってもう設置するだけになっているということなんでしょうか。それから、この設置されたこの委員の方たちのお名前は、私たちには事後に報告されるということなんでしょうか。

それから、臨時委員というのがあります。これは全くお名前のおとおり、臨時にお願いするということになると思いますが、この臨時委員というのはそのときの審理の対象になったことについてお詳しい方をお願いするのか。これは、どんなふうにしてこの方を選任するのか。その3点をお聞きしたいと思っております。

○議長（血脇敏行君） 篠宮庶務課長。

○庶務課長（篠宮 悟君） まず、人選でございますが、現時点ではまだ人選は行っておりません。人選につきましては委員が今3人ということで規定してございます。こちらにつきましては、構成市町のほうに推薦をお願いする方向で検討しているところでございます。こちらのほう、今まで各委員等につきましては、特に一般的に広く公表したという形のことにはしていないのですけれども、お聞きされればお答えするという程度の形になるかと思っております。

続きまして、臨時委員はどんな方かということなのですが、臨時委員につきましては、委員

3名という形で実際に選定するようなことになっておりますので、こちらの中で審査会委員のほうに実際に審査に当たる項目につきまして関係者とかになっていた場合には委員としての審議ができなくなってしまうので、そういう際に3人ということですので、表決とかそういうことができなくなってしまうので、その関係で委員は3人必要だということ、その抜けた部分についてそのときに加えるという形で検討するような形で考えております。実質的にはその際にということと考えておりますので、今どういう方とかという形ではなくて、そのときにまた検討するというところで考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（血脇敏行君） 永瀬議員。

○3番（永瀬洋子君） まず、この不服審査会の正規の委員という方は構成市町から推薦を受ける予定ということでございますから、これは一つの町からお一人というように、公正に、公平に人選されるということなんでしょうか。

それから、このお名前については、進んで公表。聞かれればお答えするということだということなのですが、それはこういったその法律が全面的に変わって条例が新しく設置されるということになったわけですから、これはもう進んでこういうこの不服審査会にはこの方々をお願いしましたよということ、これは進んでそちらのほうから公表する必要があると思いますが、それは例えば印西環境の広報に載せるとか、そういうことはもちろんなさるのが当然だと思いますが、それはいかがでしょうか。

それから、臨時職員というのは、つまり全員で構成されるこの不服審査会にご自分の関係するものが挙がったときにはその方は参加することができないというので、それを補うために臨時委員を1人設けておくということになるわけですね。そういたしますと、この臨時委員という方はまた3市町のほうから推薦を受ける予定であるということなんでしょうか。2つ目の質問をいたします。

○議長（血脇敏行君） 篠宮庶務課長。

○庶務課長（篠宮 悟君） では、今3点質問いただきました。まず、1点目の委員の人選の関係なのですけれども、議員おっしゃるように構成市町から1名ずつという形で推薦をいただければという考え方でいるところでございます。公表につきましては、現時点で今まで他の委員についても特に公表していたということがないということで、今ちょっとそのような答え方をしてしまったのですけれども、そちらにつきましては、検討したいと思えます。

臨時委員につきましては、そのときの状況がございまして、そういう状況になったときに一応検討するというところで考えておりますので、現時点でその細かなところまで考えているというふうな状況ではないということをご理解いただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（血脇敏行君） 永瀬議員。

○3番（永瀬洋子君） では、大体わかりました。この進んで公表をしないということについては、これは今までそんなことをしたことがないということなのですけれども、たしかこれまでの次期中間処理施設の、そういった検討委員会の委員は公表されていたと思うのですが、ちょっと間違っていたのでしょうか。それはともかくとして、やはり情報公開というのは進んでこちらからというのが必要であると思えますので、この不服審査会が設置されたらやはり委員の方は出身の市町の名前とともに姓名というのはぜひ公表する必要があると思えますので、それはぜひやっていただきたいと要望しておきます。

以上です。

○議長（血脇敏行君） ほかに質疑ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（血脇敏行君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（血脇敏行君） 討論なしと認めます。

これより議案第1号について採決をいたします。

議案第1号 印西地区環境整備事業組合行政不服審査法施行条例の制定について、原案のとおり賛成の方はご起立願います。

(起立全員)

○議長(血脇敏行君) ありがとうございます。起立全員です。
よって、議案第1号は可決されました。

◎議案第2号

○議長(血脇敏行君) 日程第5、議案第2号 印西地区環境整備事業組合情報公開条例及び印西地区環境整備事業組合個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本案について提案理由及び議案内容の説明を求めます。

板倉管理者。

○管理者(板倉正直君) 議案第2号につきまして提案理由を申し上げます。

本案は、行政不服審査法の全部改正により、不服申し立ての構造が見直され、異議申し立てと審査請求が、審査請求に一元化されたことに伴い、用語の整理を行うほか、所要の規定の整備を行うものでございます。

詳細につきましては、事務局長より説明いたしますので、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長(血脇敏行君) 杉山事務局長。

○事務局長(杉山甚一君) それでは、議案第2号の内容につきましてご説明をいたします。議案第2号関係資料をごらんください。

改正の要旨及び理由でございますが、本案は行政不服審査法の全部改正により、不服申し立ての構造が見直され異議申し立てと審査請求が、審査請求に一元化されたことに伴い、用語の整理を行うとともに、公文書及び個人情報の開示決定等に対する審査請求等については、印西地区環境整備事業組合情報公開・個人情報保護審査会における審査体制とするため、行政不服審査法第9条第1項ただし書きの規定により、審理員による審理手続を適用除外とする旨の規定を設け、また開示請求等に係る不作為に対する審査請求を同審査会の諮問対象に加えるほか、所要の規定の整備を行うものでございます。

次の改正の内容につきまして、4の新旧対照表に沿ってご説明をいたします。今回の改正につきましては、第1条において印西地区環境整備事業組合情報公開条例を、第2条において印西地区環境整備事業組合個人情報保護条例をそれぞれ一部改正するものでございます。

はじめに、第1条による印西地区環境整備事業組合情報公開条例の一部改正でございます。まず、目次でございますが、第3章に新たに第15条の2を加えたため、その範囲を改めるものでございます。

次に、第15条の2でございますが、印西地区環境整備事業組合情報公開条例に基づく開示決定等または開示請求に係る不作為に対する審査請求については、行政不服審査法第9条第1項本文に規定する審理員による審理手続を適用除外とするものでございます。

次に、第16条でございますが、審査会への諮問の対象に開示請求に係る不作為に対する審査請求を加えるとともに、第2号については不作為に対する審査請求が諮問の対象となったことによる整合を図るものでございます。そのほか、用語の整理として不服申し立てを審査請求に、決定を裁決に改めるものでございます。

次に第17条でございますが、引用する条文の条項番号、その他の用語の整理として、前条を前条第一項に、不服申し立てを審査請求人に、不服申し立てを審査請求に改めるほか、行政不服審査法において参加人が定義されたことから、同法の規定を引用し、参加人を定義するものでございます。

次に、第18条でございますが、用語の整理として決定を裁決に、不服申し立てを審査請求に改めるほか、第2号については審査請求に係る開示決定等を変更し、開示する旨の裁決をする場合の規定となっていることから、開示決定等に含まれる全部を開示する旨の決定を除くものでございます。

次に、第2条による印西地区環境整備事業組合個人情報保護条例の一部改正でございます。改正の要旨といたしましては、第1条と同様でございますが、個人情報保護制度において個人情報の開示請

求のほか、個人情報の訂正請求、削除請求及び中止請求を行うことができることから、これらの請求を含めた内容の改正となるものでございます。

まず、目次でございますが、第3章に新たに第32条の2を加えたため、その範囲を改めるものでございます。

次に、第26条、第28条及び第30条でございますが、これらの条文中の用語がその後の条文において繰り返し用いられることから、それぞれの条に略称規定を置くものでございます。

次に、第31条の2でございますが、印西地区環境整備事業組合個人情報保護条例に基づく開示決定等、訂正決定、削除決定、中止決定または開示請求、訂正請求、削除請求、中止請求に係る不作為に対する審査請求については、行政不服審査法第9条第1項本文に規定する審理員による審理手続を適用除外とするものでございます。

次に、第32条でございますが、こちらにつきましても、本審査会への諮問の対象に開示請求等に係る不作為に対する審査請求を加えるとともに、第2号から第5号までについては審査請求の内容ごとに分類した上で、不作為に対する審査請求が諮問の対象となったことによる整合を図るものでございます。そのほか用語の整理として不服申し立てを審査請求に、決定を裁決に改めるものでございます。

次に、第33条でございますが、引用する条文の条項番号、その他用語の整理として前条を前条第一項に、不服申し立てを審査請求人に、不服申し立てを審査請求に改めるほか、行政不服審査法において参加人が規定されたことから、同法の規定を引用し、参加人を定義するものでございます。

次に、第34条でございますが、引用する条文の条項番号、その他の用語の整理として、第20条第2項を第20条第3項に、決定を裁決に、不服申し立てを審査請求に改めるほか、第2号については審査請求に係る開示決定等を変更し、開示する旨の裁決をする場合の規定となっていることから、開示決定等に含まれている全部を開示する旨の決定を除くものでございます。

最後に附則でございますが、この条例は平成28年4月1日から施行するものでございます。

一部訂正をお願いいたします。ただいまの説明の中で、目次の第3章に新たに32条の2を加えたためと説明をいたしました。第31条の2に訂正をお願いいたします。よろしくをお願いいたします。

○議長（血脇敏行君） 提案理由及び議案内容の説明が終わりましたので、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（血脇敏行君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（血脇敏行君） 討論なしと認めます。

これより議案第2号について裁決をいたします。

議案第2号 印西地区環境整備事業組合情報公開条例及び印西地区環境整備事業組合個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり賛成の方はご起立願います。

（起立全員）

○議長（血脇敏行君） 承知しました。起立全員です。

よって、議案第2号は可決されました。

◎議案第3号

○議長（血脇敏行君） 日程第6、議案第3号 印西地区環境整備事業組合情報公開・個人情報保護審査会条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本案について提案理由及び議案内容の説明を求めます。

板倉管理者。

○管理者（板倉正直君） 議案第3号につきまして提案理由を申し上げます。

本案は、行政不服審査法の全部改正により、不服申し立ての構造が見直され、異議申し立てと審査請求が審査請求に一元化されたことに伴い用語の整理を行うほか、審査手続について明文化するもの

でございます。

詳細につきましては、事務局長より説明いたしますので、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（血脇敏行君） 杉山事務局長。

○事務局長（杉山甚一君） それでは、議案第3号の内容につきましてご説明をいたします。議案第3号、関係資料をごらんください。

改正の要旨及び理由でございますが、本案は行政不服審査法の全部改正により不服申し立ての構造が見直され、異議申し立てと審査請求が、審査請求に一本化されたことに伴い用語の整理を行うほか、審査手続きについて規定するものでございます。

次に、改正の内容につきまして、4の新旧対照表に沿ってご説明をいたします。第2条でございますが、用語の整理として不服申し立てを審査請求に改めるものでございます。

次に、第6条第4項でございますが、用語の整理として不服申し立てを審査請求に、不服申立人を審査請求人に、不服申し立て等を審査請求人等に改めるほか、行政不服審査法において参加人が定義されたことから同法の規定を引用し、参加人を定義するものでございます。

第5項につきましては、審査会が審査請求人等に意見等の提出を求めるときは、当該提出を求める審査請求人等に対して他の審査請求人等へ当該意見書等を送付し、または閲覧に供することについて意見を聴かなければならない旨を規定するものでございます。

次に、新たに設ける第7条第1項につきましては、審査会は審査請求人等から意見書等の提出があったときは、当該意見書等を他の審査請求人等へ送付する旨を規定するものでございます。

第2項につきましては、審査請求人等は審査会に対し、審査会に提出された意見書等の閲覧を求めることができる旨を規定するものでございます。

第3項につきましては、審査会は前項の閲覧に当たってその日時及び場所を指定することができる旨を規定するものでございます。

次に第8条から第11条でございますが、引用する条文の条項番号、その他用語の整理として前条第1項を第6条第1項に、不服申立人等を審査請求人等に、不服申し立てを審査請求に、不服申立人を審査請求人に改めるとともに、第6条の次に新たに第7条を加えたことにより、1条ずつ繰り下げるものでございます。

最後に、附則でございますが、この条例は平成28年4月1日から施行するものでございます。

以上で説明を終わります。よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（血脇敏行君） 提案理由及び議案内容の説明が終わりましたので、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（血脇敏行君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（血脇敏行君） 討論なしと認めます。

これより議案第3号について採決をいたします

議案第3号 印西地区環境整備事業組合情報公開・個人情報保護審査会条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり賛成の方はご起立願います。

（起立全員）

○議長（血脇敏行君） 承知いたしました。起立全員です。

よって、議案第3号は可決されました。

◎議案第4号

○議長（血脇敏行君） 日程第7、議案第4号 印西地区環境整備事業組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本案について提案理由及び議案内容の説明を求めます。

板倉管理者。

○管理者（板倉正直君） 議案第4号につきまして提案理由を申し上げます。

本案は、地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行による地方公務員法の一部改正並びに行政不服審査法の全部改正に伴い、所要の改正を行うものでございます。

詳細につきましては、事務局長より説明いたしますので、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（血脇敏行君） 杉山事務局長。

○事務局長（杉山甚一君） それでは、議案第4号の内容についてご説明をいたします。議案第4号関係資料をごらんください。

改正の趣旨でございますが、(1)といたしまして、人事行政の運営の状況に関し、任命権者が管理者に報告しなければならない事項について、新たに職員の人事評価の状況、職員の休業に関する状況及び職員の退職管理の状況を加え、職員の勤務成績の評定の状況を削るものでございます。

次に、(2)といたしまして、管理者が千葉縣市町村公平委員会に対し報告を求める事項について、不利益処分に関する不服申し立ての状況を不利益処分に関する審査請求の状況に改めるものでございます。

改正の理由でございますが、(1)といたしまして、地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行による地方公務員法の一部改正に伴うものでございます。

次に、(2)といたしまして、行政不服審査法の全部改正に伴うものでございます。

それでは、新旧対照表をごらんください。まず、第3条第2号に職員の人事評価の状況を、第5号に職員の休業に関する状況を、第8号に職員の退職管理の状況を加え、第9号の職員研修及び勤務成績の評定の状況を、職員研修の状況に改めるものでございます。

次に、第5条第2号の不服申し立てを審査請求に改めるものでございます。

附則でございますが、地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律及び行政不服審査法の施行日と同日の平成28年4月1日としております。

以上で説明を終わります。よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（血脇敏行君） 提案理由及び議案内容の説明が終わりましたので、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（血脇敏行君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（血脇敏行君） 討論なしと認めます。

これより議案第4号について採決をいたします。

議案第4号 印西地区環境整備事業組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり賛成の方はご起立願います。

（起立全員）

○議長（血脇敏行君） 承知いたしました。起立全員です。

よって、議案第4号は可決されました。

◎議案第5号

○議長（血脇敏行君） 日程第8、議案第5号 印西地区環境整備事業組合職員の服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本案について提案理由及び議案内容の説明を求めます。

板倉管理者。

○管理者（板倉正直君） 議案第5号につきまして提案理由を申し上げます。

本案は、地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行による地方公務員法の

一部改正に伴う、印西市の職員の給与に関する条例の一部改正に伴い所要の改正を行うものでございます。

詳細につきましては、事務局長より説明いたしますので、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（血脇敏行君） 杉山事務局長。

○事務局長（杉山甚一君） 議案第5号の内容につきましてご説明をいたします。議案第5号関係資料をごらんください。

まず、改正の要旨でございますが、印西市の職員の給与に関する条例に規定する別表4を印西地区環境整備事業組合職員の服務等に関する条例の別表に読みかえる規定を加えるものでございます。

改正の理由でございますが、地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行による地方公務員法の一部改正により、これまで規則で定められていた級別標準職務表を条例で規定することとされたことによる印西市の職員の給与に関する条例の一部改正に伴うものでございます。

附則でございますが、地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律及び印西市の職員の給与に関する条例の施行日と同日の平成28年4月1日としております。

以上で説明を終わります。よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（血脇敏行君） 提案理由及び議案内容の説明が終わりましたので、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（血脇敏行君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（血脇敏行君） 討論なしと認めます。

これより議案第5号について採決をいたします。

議案第5号 印西地区環境整備事業組合職員の服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり賛成の方はご起立願います。

（起立全員）

○議長（血脇敏行君） 承知いたしました。起立全員です。

よって、議案第5号は可決されました。

◎議案第6号

○議長（血脇敏行君） 日程第9、議案第6号 印西地区環境整備事業組合職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本案について提案理由及び議案内容の説明を求めます。

板倉管理者

○管理者（板倉正直君） 議案第6号につきまして提案理由を申し上げます。

本案は、地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行による地方公務員法の一部改正に伴い、条文中で引用する地方公務員法の条番号を改めるものでございます。

詳細につきましては、事務局長より説明いたしますので、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（血脇敏行君） 杉山事務局長。

○事務局長（杉山甚一君） それでは、議案第6号の内容につきましてご説明をいたします。議案第6号関係資料をごらんください。

改正の要旨でございますが、印西地区環境整備事業組合職員の旅費に関する条例の条文中で引用する地方公務員法の条番号を、第24条第6項から第24条第5項に改めるものでございます。

改正の理由でございますが、地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行による地方公務員法の一部改正に伴うものでございます。

施行期日でございますが、平成28年4月1日から施行するものでございます。

以上で説明を終わります。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○議長（血脇敏行君） 提案理由及び議案内容の説明が終わりましたので、質疑に入ります。
質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（血脇敏行君） 質疑なしと認めます。
これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（血脇敏行君） 討論なしと認めます。
これより議案第6号について採決をいたします。

議案第6号 印西地区環境整備事業組合職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり賛成の方はご起立願います。

（起立全員）

○議長（血脇敏行君） 承知いたしました。起立全員です。
よって、議案第6号は可決されました。

◎閉会の宣告

○議長（血脇敏行君） 以上で本臨時会に付議された案件の審議は全て終了いたしました。会議を閉じます。

平成28年第1回印西地区環境整備事業組合議会臨時会を閉会いたします。
ご苦労さまでした。

（午後 2時50分）